

令和7年度手稲山口受入地活用検討業務 提案説明書

1 業務の名称

令和7年度手稲山口受入地活用検討業務

2 趣旨

本説明書は、「令和7年度手稲山口受入地活用検討業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

現在、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）工事が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）により進められている。札幌市内における工事では、自然由来の重金属等が土壌汚染対策法に規定される基準値を超過した土（以下「対策土」という。）が発生すると想定されていたことから、札幌市内の対策土の受入地（以下「受入地」という。）の一つとして、令和3年6月に手稲区手稲山口地区市有地を確保し、同年12月から対策土の搬入を行っている。

手稲山口地区での事業の推進に当たっては、手稲山口地区の住民等による手稲山口地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、工事状況の確認を行うとともに、受入地の跡地利用検討、地域振興のための課題共有と意見交換を行っている。令和6年度には、受入地の民間活用の可能性を検討するため、複数の民間企業へヒアリングを行い、その結果と「手稲山口地区・地域づくり方針」を踏まえながら、協議会において意見交換を行ったほか、手稲山口地区の住民等にアンケートを実施した。

以上の経緯を踏まえ、本業務は、受入地の活用方法に関する検討をさらに深めるとともに、民間事業者への調査に向けた準備を行い、受入地の活用方法を具体化することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 受入地の活用検討及びサウンディング調査に向けた準備

ア 受入地の活用検討

令和5年度に取りまとめた受入地活用検討の基礎情報（受入地の面積、高さ、整備スケジュールおよび受入地周辺エリアの上位計画、都市計画、土地利用、主要施設分布、人口・世帯、産業、地域活動、コミュニティ等）、令和6年度に取りまとめた企業ヒアリングの結果、第12回までの協議会の開催結果を活用して、下記の検討を行うこと。

- ・民間・公共を含めた実施スキームの事例収集、各スキームの長所・短所の比較検討
- ・課題や利点を整理し、受入地活用案を複数検討（3案以上の検討を行うこと）
- ・活用案ごとの土地利用のゾーニングを比較検討
- ・活用案ごとのイメージパース図の作成
- ・協議会資料の作成

※令和7年11月頃と令和8年2月頃(いずれも予定)に行う協議会で用いるスライド資料にまとめること。

イ 受入地活用のサウンディング調査に向けた公募要件とりまとめ

上記アを踏まえ、受入地活用について民間事業者から広く意見や提案を募るサウンディング調査を行うための公募要件を検討し、公募時に公表する説明資料の作成を行う。

(2) 報告書の作成

上述の経過及び結果をまとめた報告書を作成する。

(3) 打合せ

必要に応じて、業務の進捗状況等を確認するため発注者と打合せを実施する(履行期間内に5回程度を想定)。なお、対面での打合せは2回以上実施することとし、実施時期は別途協議の上決定する。

(4) 留意事項

ア 業務実施に必要なとなる資料作成、機材の準備、会議等開催場所への移動に係る費用は受託者が負担する。

イ 過年度業務の資料等は、必要に応じて発注者より提供するものとする。

ウ 「令和7年度手稲山口地域協議会運営支援業務」の受注者と連携して業務を実施するものとする。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和8年3月19日(木)までとする。

6 業務提案の上限額

金6,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

7 企画提案を求める事項

項目	説明	ページ数
(1) 業務の実施方針及びフロー	提案者の当該業務に対する考え方や取り組み方針等	A 4 版 1 ページまで
(2) 受入地の活用検討	4 (1) アを実施する上での視点、考え方、具体的プロセスなどを含めた取組内容	A 4 版 3 ページまで
(3) 受入地活用のサウンディング調査に向けた公募要件とりまとめ	4 (1) イを実施する上での視点、考え方、具体的プロセスなどを含めた取組内容	A 4 版 1 ページまで
(4) その他独自提案	本業務の活動目的に資する独自の取組があれば提案	A 4 版 1 ページまで
(5) 業務工程表及び業務実施体制	履行期間中における業務別のスケジュール、業務の実施体制、担当者の類似業務に関する経歴	A 4 版 1 ページまで
(6) 参考見積	業務全体について、上記 6 に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A 4 版 1 ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」の入札参加資格者に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体が発注した、土地利用に関する企画、検討に係る業務を元請として履行した実績があること。

9 提案方法等

- (1) 提出書類
【正本】 1 部

ア 参加意向申出書（様式第 1 号）

（添付書類）

（ア）同種業務等実績書（様式第 2 号）

上記 8 - (7)に係る業務の実績を記載

（イ）業務の実施を証明する書類

上記（ア）に記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提案者が必要と判断した書類）

（ウ）競争入札参加資格認定通知書の写し

イ 企画提案書（様式自由）

用紙サイズは A 4 版とし、両面印刷とする。企画提案書のページ数については、上記 7 を参照すること。ただし、下記 11 に示す二次審査におけるプレゼンテーションの際に、記載内容の全てを説明できる程度のものであること。

【副本】 10 部

上記イの企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記 14 の担当に提出すること。

(3) 提出期限

令和 7 年 4 月 25 日（金）15 時 00 分**必着**とする。なお、送付の場合は特定記録による送付とし、提出期限日の前日必着とする。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及びその責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等の返却はしない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

令和7年4月14日（月）12時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の担当まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時、以下ホームページにて公開する。

URL <https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員及び外部委員からなる「令和7年度手稲山口受入地活用検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記8に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提案書類による書類審査を行う。

- (ア) 上記6の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- (イ) 一次審査通過の企画提案は3件までとする。なお、参加者が3者以下の場合は、一次審査を省略する。
- (ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

- (ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当者とする。
- (イ) プレゼンテーションは、35分程度（説明15分以内・質疑20分程度）とする。
- (ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。
- (エ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和7年5月13日（火）

二次審査 令和7年5月20日（火）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては、委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 6 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者としない。

なお、一次審査または二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目(2)・(3)・(4)の合計点数が高い順に審査通過者または契約候補者とする。さらに、当該項目においても同点の場合は、くじ引きにより審査通過者または契約候補者を決定する。

[審査基準]

審査項目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	・当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。	10
(2) 受入地の活用検討	・各種情報収集、条件整理、課題整理、取組ステップの整理のために、具体的かつ効果的な取組の提案がなされているか。 ・地域ニーズの把握について、地域の状況、これまでの手稲山口地区での説明会及び地域協議会での議論等を踏まえ、具体的かつ効果的な取組の提案がなされているか。 ・長期的な展望を踏まえた提案となっているか。	40
(3) 受入地活用のサウンディング調査に向けた公募要件とりまとめ	・サウンディング調査に向けた、具体的かつ実現性のある公募要件となるような提案がなされているか。 ・地域の状況、これまでの手稲山口地区での説明会及び地域協議会での議論等を踏まえ、具体的かつ効果的な取組の提案がなされているか。	20
(4) その他独自提案	・業務目的に合致し、具体的かつ効果的なものであるか。	20
(5) 業務工程表及び業務実施体制	・スケジュールについて、妥当かつ具体的なものであるか。 ・業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当者を配置したものであるか。	10
合 計		100

(4) 二次審査結果の通知

審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1者の場合であっても、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性格上、当該契約にあたり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

また、この契約は、令和7年度当初予算が札幌市議会において議決され、当該役務契約締結に必要な予算が確保されることを条件とする。令和7年度当初予算の議決がされないときなど、この契約締結に必要な予算が確保されない場合は、契約は成立せず、札幌市は相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

13 参考図書

(1) 札幌市公式ホームページ「手稲山口地域協議会」

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinkansen/torikumi/yamaguchikyougikai.html>

(2) 札幌市公式ホームページ「北海道新幹線トンネル掘削土受入候補地（山口地区）に関するオープンハウス（第3回 令和3年4月）資料」

https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinkansen/documents/202104_openhouse_panel.pdf

https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinkansen/documents/202104_openhouse_part1-2_goiken.pdf

(3) 過年度の業務報告書

以下のア、イの業務報告書を下記14の場所にて閲覧可能（貸出及び複写は不可）。閲覧を希望する場合は、事前に連絡の上、閲覧日時の調整を行うこと。ただし、閲覧は令和7年4月24日（木）15時00分までとする。

ア 令和5年度手稲山口地域協議会運営支援業務

イ 令和6年度手稲山口地域協議会運営支援業務

14 担当

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話：011-211-2492 F A X：011-218-5114

E-mail sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp